

令和6年3月10日執行予定
多賀町長選挙および多賀町議会議員一般選挙

公費負担のしおり

多賀町選挙管理委員会

この公費負担制度は、「多賀町議会議員および多賀町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」により、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

このしおりは、公費負担の制度について、その対象、限度額、請求手続等を説明し、合わせて業者との契約締結について必要な内容の契約書例、届出書の記載例を綴っています。

候補者及びこの候補者と契約を締結した契約業者は、このしおりの説明要領により、間違いのないよう手続きをしてください。

【注】 1 この公費負担経費は、候補者が供託物を没収された場合には請求することができませんので、ご注意ください。

2 費用の請求は、選挙期日後1か月以内をお願いします。

【問合せ先】

多賀町選挙管理委員会事務局

☎代表0749-48-8111

直通0749-48-8120

目 次

I	公費負担の対象とその限度額	1
II	公費負担手続図	3
III	公費負担請求手続について	4
1	契約締結の届出	4
2	確認申請・交付	5
3	証明書の交付	6
4	費用の請求	6
5	選挙運動費用通常葉書の無料交付	7
IV	選挙運動用の公費負担制度 Q&A	9

I 公費負担の対象とその限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区分		内容等	限度額
1	一般運送契約 (ハイヤー等契約)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (同一の日において1台に限る)	各日について 64,500 円
2	自動車の借入れ	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額 (同一の日において1台に限る)	各日について 現 行/15,800 円 改正後/16,100 円
	燃料代	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	現 行/7,560 円 改正後/7,700 円 ×選挙運動日数
	運転手の雇用	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額 (同一の日において1人に限る)	各日について 12,500 円

※1の契約と2の契約は、どちらか選択となります。

※最大で1日あたりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。

※選挙が無投票となった場合は、届出日(告示日)1日のみが対象となります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

選挙種別	上限枚数	上限単価
町長選挙	5,000 枚	現 行/7円51銭(1枚あたり)
町議会議員選挙	1,600 枚	改正後/7円73銭 (1枚あたり)

※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

※町選挙管理委員会が交付した証紙を張った2種類以内の選挙運動用ビラの作成に係る費用のうち、1枚あたりの単価限度額と作成限度枚数により算出されるビラ作成費用限度額の範囲内で公費負担します。

※規格等：長さ29.7センチメートル、幅21.0センチメートル(A4版)以内

※頒布の方法：新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会会場内、街頭演説の場所

【例1】 議会議員選挙運動用ビラ2,000枚の作成を15,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、15,000円÷2,000枚=7円50銭になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですが作成枚数が上限を超えているため、7円50銭×1,600枚=12,000円が公費負担の対象となり、この額を超える分3,000円は、候補者の負担になります。

【例2】 議会議員選挙運動用ビラ1,500枚の作成を15,000円で契約した場合
(現行単価で計算)

- ・1枚当たりの作成単価は、15,000円÷1,500枚=10円になります。

この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、
現 行 7 円 51 銭×1,500 枚=11,265 円が公費負担の対象となります。

この額を超える分 3,735 円は候補者の負担になります。

改定後 7 円 73 銭×1,500 枚=11,595 円が公費負担の対象となります。

この額を超える分 3,405 円は候補者の負担になります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

内容等	上限枚数	限度額 (単価)
選挙運動用 ポスターの作成 (長さ 42 c m × 幅 30 c m 以内)	86 枚 (ポスター 掲示場数)	現 行 / 4,136 円 (525 円 06 銭 × ポスター掲示場数 86 + 310,500 円) ÷ ポスター掲示場数 86 ※ 1 円未満の端数がある場合には、これを 1 円とします。
		改正後 / 4,219 円 (541 円 31 銭 × ポスター掲示場数 86 + 316,250 円) ÷ ポスター掲示場数 86 ※ 1 円未満の端数がある場合には、これを 1 円とします。

【例 1】 選挙運動用ポスター100 枚の作成を 300,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、300,000 円 ÷ 100 枚 = 3,000 円になります。

この場合は、作成単価は上限以下ですが作成枚数が上限を超えているため、
3,000 円 × 86 枚 = 258,000 円が公費負担の対象となります。

この額を超える分 42,000 円は、候補者の負担になります。

【例 2】 選挙運動用ポスター100 枚の作成を 500,000 円で契約した場合 (現行単価で計算)

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、900,000 円 ÷ 100 枚 = 9,000 円になります。

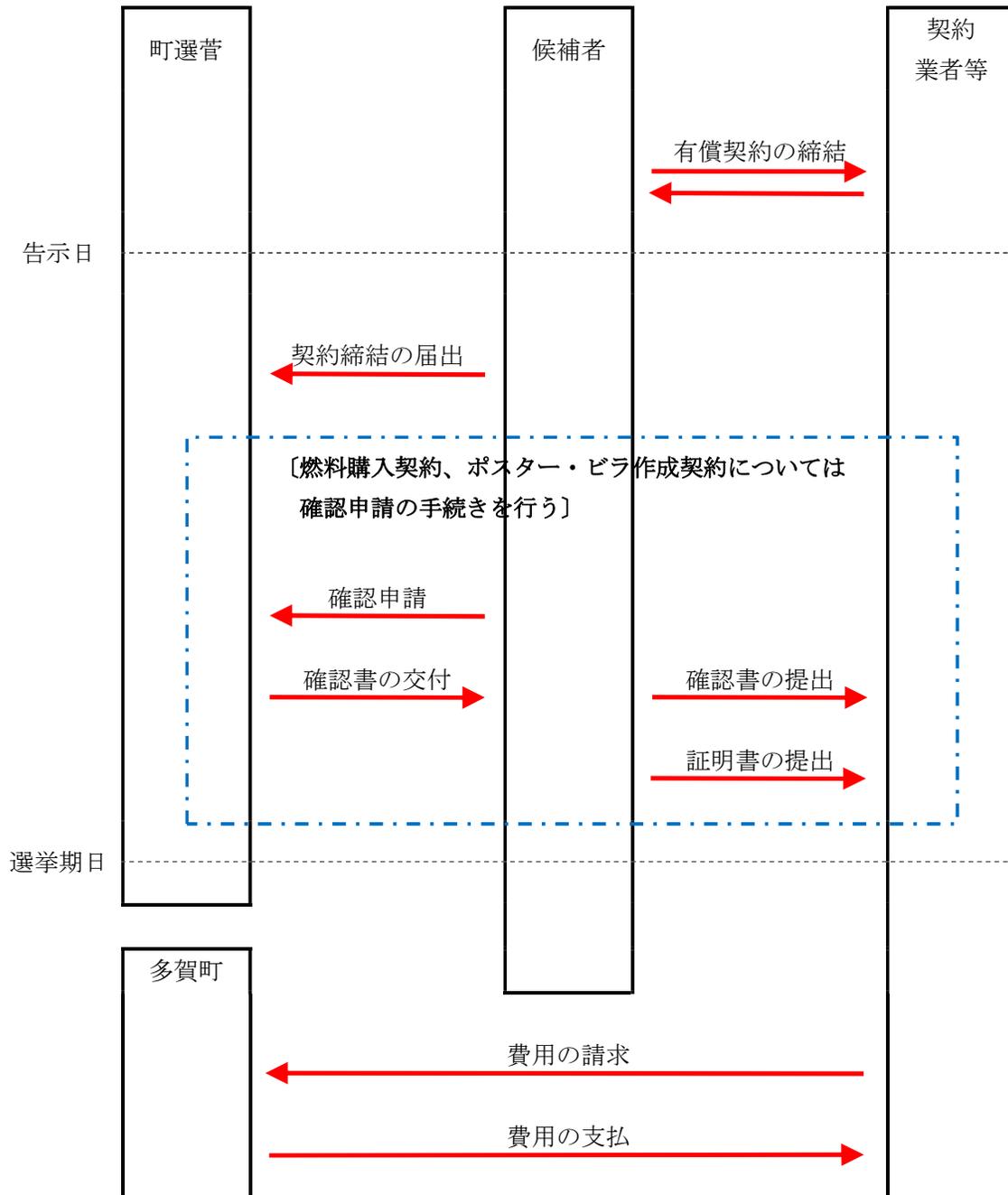
この場合は、作成単価が上限を超え、かつ作成枚数も上限を超えているため、
現 行 4,136 円 × 86 枚 = 355,696 円が公費負担の対象となります。

この額を超える分 144,304 円は、候補者の負担になります。

改定後 4,219 円 × 86 枚 = 362,834 円が公費負担の対象となります。

この額を超える分 137,166 円は、候補者の負担になります。

II 公費負担手続図

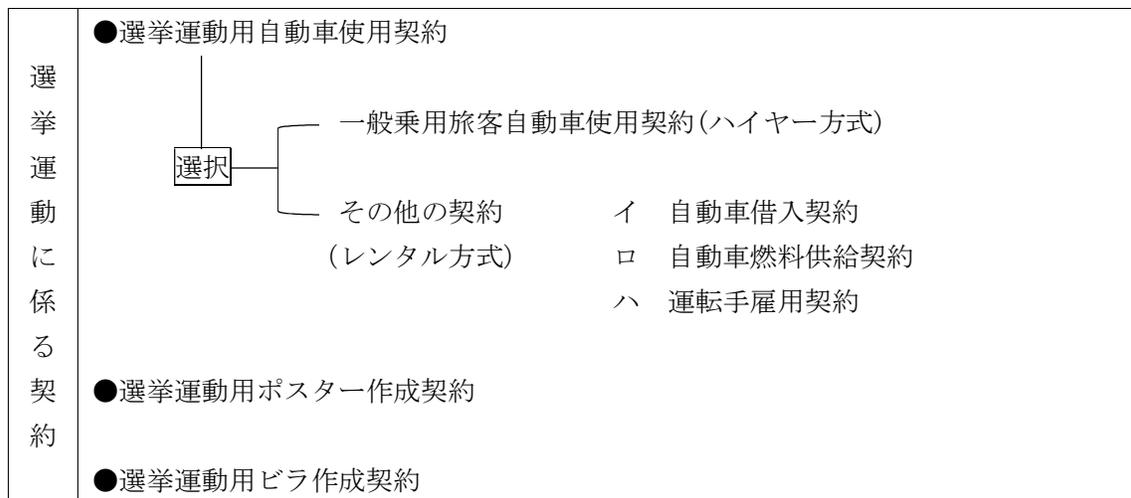


Ⅲ 公費負担請求手続について

この制度は、多賀町議会議員選挙および多賀町長選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」、「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度の範囲内で、供託物が没収されない候補者に限り、町が各契約業者にその費用をお支払いするものです。

1 契約締結の届出

(1) この制度の適用を受けようとする候補者が各契約を締結した場合は、その届出をしなければなりません。



◎選挙運動用自動車の使用

選挙運動用自動車の使用については、「一般運送契約」と「その他の契約」があり、候補者において選択することになります。「一般運送契約」は、一般乗用旅客自動車運送事業者との契約でなければならず、ハイヤー等の借上契約を言います。「その他の契約」とは、自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用のそれぞれ個別の契約を言います。「その他の契約」の場合で契約の相手方が生計を同一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

(2) 契約内容等について

- ①公費負担の対象となるのは、有償契約に限られます。
- ②契約の内容は、契約書の写しを各契約の届出書に添付してください。
- ③契約内容は、契約者の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額等のほか、候補者と契約業者等の契約意思が書面上に明示されていることが必要です。
- ④支払方法および支払の特例を明記して、町条例によるところの公費負担の制度を候補者、契約業者等ともに確認してください。

⑤契約金額については、実際に使用する数量等に対して契約業者等と合意の金額を記入してください。その金額が、公費負担の限度額の範囲を超えるときは、候補者が契約業者等に支払うことになります。

⑥燃料供給契約を複数業者と締結した場合、その都度、届出のうえ、公費負担の限度額の確認をしなければならないため、なるべく同一業者と契約をしてください。

(3) 届出の時期

この届出は、各有償契約が公費負担の制度に適応しているか否かを判断するものです。公費負担制度の適用を受けようとする候補者が公費負担の対象となる有償契約を締結したときは、直ちに届出書を作成し各契約書の写しを添えて多賀町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に提出してください。(届出は、選挙運動期間の終了まで)

※審査には時間を要しますので、出来るだけ事前審査時(令和6年2月22日)に届出審査を受けていただきますようお願いいたします。



2 確認申請・交付

(1) 「自動車燃料代」、「ポスター作成枚数」、「ビラ作成枚数」について、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。契約業者ごとに作成してください。

◎選挙運動用自動車の使用に関しては、燃料の購入を除き不要です。

(2) 申請書の提出

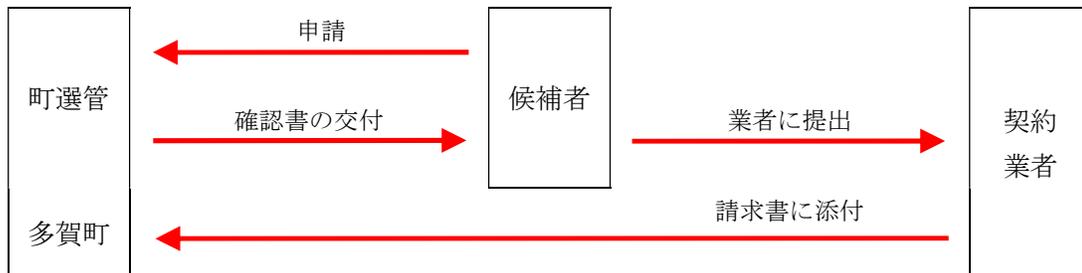
申請に対して、確認書を交付いたしますので、申請書は、候補者またはその代人が直接町委員会まで持参してください。

(3) この申請は、契約業者ごとに行い、それぞれの申請者にはすでに確認を受けた金額または枚数を記載する必要がありますので、申請の控えまたは写しを保管しておいてください。

(4) 確認書の交付

申請に伴う公費負担の対象となるものの確認に対して、申請書に間違いがなければ、町委員会から候補者に確認書を交付いたします。

この確認書は、交付後直ちに契約業者に提出してください。(請求時に必要)



3 証明書の交付

候補者が自動車の使用、ポスターの作成およびビラの作成を公費負担により行う時は、次により証明書を作成し、契約業者等に各1部を交付してください。

(1) 選挙運動用自動車の使用

- ①一般運送契約(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)
- ②その他の契約
 - ア 自動車の借入れ
 - イ 燃料の購入
 - ウ 運転手の雇用

(2) ポスターの作成

(3) ビラの作成

(4) 証明書は契約ごとに作成してください。

記載内容については、各様式記載事項を参照してください。

(5) 証明書の請求書への添付

候補者が契約業者等に交付した上記証明書は、契約業者等が町に対し代金を請求する際に添付しなければならないので、その旨指導してください。



4 費用の請求

契約締結の届出から証明書の交付までの事務が完了したものについて、契約事業者等は、当該候補者が供託を没収されないこと（開票の選挙会で決定）を確認のうえ、下記により請求書を作成し、多賀町へ持参願います。

(1) 選挙運動用自動車の使用の場合

- ・選挙運動用自動車の使用請求書
- ・内訳書
 - ①一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
 - ②その他の契約
 - ア 自動車の借入れ
 - イ 燃料代
 - ウ 運転手

(2) 選挙運動用ポスターの作成の場合

- ・選挙運動用ポスターの作成請求書
- ・内訳書

(3) 選挙運動用ビラの場合

- ・選挙運動用ビラの作成請求書
- ・内訳書

- (4) 上記区分にしたがい、契約ごとに1部作成してください。
作成要領については、各様式備考を参照してください。
- (5) 添付資料
確認書（町委員会が確認した燃料代、ポスター・ビラ作成枚）
証明書（候補者が作成）
- (6) 支払
支払は、口座振替により行いますので、口座振替依頼書を契約業者等に交付願います。費用の請求は、選挙期日後1か月以内をお願いします。
- (7) 提出書類一覧表

公費負担の対象		請求書	内訳書	証明書	確認書	
選挙運動 用自動車	一般運送契約	○	○	○	—	
	その他 の契約	自動車代	○	○	○	—
		燃料代	○	○	○	○
		運転手雇用	○	○	○	—
ポスター作成		○	○	○	○	
選挙運動用ビラ作成		○	○	○	○	

5 選挙運動用通常葉書の無料交付

この制度は、公職選挙法第142条第1項第6号および同条第5項の規定による制度で、公職選挙郵便規則に基づき、選挙運動用通常葉書の郵送代を公費負担するものです。（公職選挙法に定められた枚数の範囲内において、候補者が官製葉書の無料交付を受けるか、あらかじめ印刷してある私製葉書の郵送経費のみを無料扱いとするものです。）

選挙運動用通常葉書については、候補者の選択により官製葉書か私製葉書のどちらでも使用することができますが、「選挙用」の表示がある葉書でなければなりません。この表示を受けるには、日本郵便(株)彦根郵便局に選挙長が発行する「候補者用通常葉書使用証明書」を提出しなければなりません。

(1) 候補者用通常葉書使用証明書の提示

①官製葉書（交付）の場合

選挙運動期間内に限り、日本郵便(株)彦根郵便局へ選挙長が発行する「候補者用通常葉書使用証明書」を提出して、選挙運動用通常葉書の交付を受けてください。その際、受領書を日本郵便(株)彦根郵便局にお渡しください。

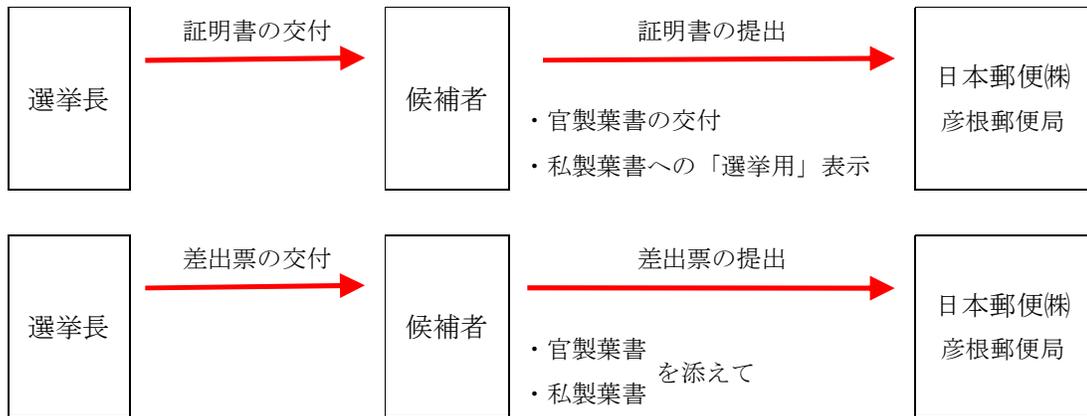
②私製葉書の場合

①の官製葉書の交付の全部または一部を受けないとき、その交付を受けない枚数に限り、私製葉書を使用できますが、この場合、日本郵便(株)彦根郵便局へその私製葉書とともに選挙長が発行する「候補者用通常葉書使用証明書」を提出して、私製葉書に「選挙用」の表示を受けてください。

(2) 選挙運動用通常葉書差出票の差出し

「選挙用」の表示を受けた選挙運動用通常葉書は、その枚数を確認するために、選

選挙長が交付する「選挙運動用通常葉書差出票」をその選挙運動用通常葉書に添えて、日本郵便(株)彦根郵便局の窓口に差し出してください。直接郵便物をポストに投函したり、あるいは、郵便によらない使送や、路上等での手渡し等の方法では配布できません。「選挙運動用通常葉書」は、1枚につき累計100通以内まで同一の用紙で使用でき、100通を超えるごとに別葉の差出票を使用してください。



◎その他の留意事項

(1) 公費負担関係書類に係る諸様式

公費負担の適用を受けるに当たって、候補者が町委員会および有償契約を締結した契約の相手方(業者、その他の者)に対して申請、届出または提出すべき書類の用紙は、あらかじめ候補者に一括交付します。

(2) 公費負担関係書類の提出先

公費負担関係書類の届出等は、次の提出先で受け付けます。

〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀 324 番地 多賀町役場総務課内
多賀町選挙管理委員会 (電話番号 0749-48-8120)

(3) 公費負担額の支払

業者等から請求のあった金額は、原則として供託物が没収とならなかった候補者について、法第 206 条に規定する町議会議員の当選の効力に関する異議申出期間(法第 101 条の 3 第 2 項「当選人決定の告示」の告示の日から 14 日以内)を経過した日後に、町から支払うものとします。

(4) 選挙運動費用への公費負担額の算入

選挙運動用ポスターの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても選挙運動費用に算入しなければならないものとされていますのでご注意ください。

IV 選挙運動用の公費負担制度 Q&A

このQ&Aは、多賀町長選挙及び多賀町議会議員一般選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくものであり、他の選挙とは制度の内容に異なる点がありますので、ご注意ください。

(1) 共通

Q 1 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものがありますか。

A 1 次の費用が公費負担の対象になります。ただし、供託金を没収された候補者は、公費負担を受けることができません。

①選挙運動用自動車の使用

A) ハイヤー契約に基づく場合（運転手雇用、燃料代含む一括契約）

- ・自動車の一括契約に係る費用

B) ハイヤー契約に基づかない場合（別々に契約する場合）

- ・自動車の借入費用（レンタカー契約）
- ・自動車の燃料代
- ・運転手の雇用費用

※（A）と（B）は併用できません。

②選挙運動用ポスターの作成

③選挙運動用ビラの作成

※業者等と有償による契約を書面にて締結する必要があります。

Q 2 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか。

A 2 選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面により締結し、それを選挙管理委員会に届出する必要があります。また、例として、自動車の借入の場合では、契約書には次の①～⑥の内容が記載されている必要があります。

①有償契約であること

②契約期間の記載があること

③契約金額の記載があること

④車両が特定（車種、登録番号等）されていること

⑤契約年月日が記載されていること

⑥借受人が候補者であること

- Q 3 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題はありますか。
- A 3 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意に定められます。しかし、候補者の選挙運動用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正に契約を行っていただく必要があります。
- Q 4 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。
- A 4 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。
- Q 5 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約書を提出後すぐに行うべきですか。
- A 5 それぞれの契約履行後に行ってください。使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。
- Q 6 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象になりますか。
- A 6 町に提出された公費負担の関係書類は、すべて情報公開の対象になります。
- Q 7 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類には、どのようなものがありますか。
- A 7 納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズになります。なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けされています。

(2) 自動車の借入れ

- Q 1 公費負担の対象となるのは、どのような自動車ですか。
- A 1 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会から交付される表示板を取り付けた車両です。候補者1名につき1台です。

- Q 2 選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に1台を借りるが、2台とも公費負担の対象になりますか。
- A 2 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分であるため、その他の自動車は対象となりません。
- Q 3 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合は、この代金はすべて公費負担の対象となりますか。
- A 3 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要になります。
- Q 4 選挙運動期間前から借入れしたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することはできますか。
- A 4 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。
- Q 5 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。
- A 5 選挙運動用自動車の借入に関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。
- Q 6 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。
- A 6 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手方の条件は規定されていません。
- ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ
- イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）
- しかし、道路運送法第80条には、「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償契約で貸し渡してはならない。」と規定されてお

り、これに違反すると貸主が行政処分の対象となることがありますのでご注意ください。

- Q 7 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのですか。
- A 7 規約金額は、規約当事者の合意により定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるよう適切な契約を行っていただく必要があります。
- Q 8 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば公費負担の対象になりますか。
- A 8 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象になりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。
※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。
- Q 9 選挙運動用自動車について、ハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。
- A 9 契約の相手方は、道路運送法第3条1号ハに規定する「一般常用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

(3) 燃料の供給

- Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は、すべて公費負担の対象になりますか。
- A 1 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と、限度額「現行7,560円（**改正後7,700円**）」に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額を比較して、いずれかの低い方の金額となります。
- Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。
- A 2 選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となるため、選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代は公費負担の対象になりません。
- Q 3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担の申請はできますか。
- A 3 公費負担できる上限の範囲内で申請が可能です（2社合わせた金額と上限額を比較して少ない方になる）。ただし、燃料供給契約が書面により締結されていることが必要です。

- Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればいいですか。
- A 4 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておく必要があります。なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

(4) 運転手の雇用

- Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。
- A 1 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は公費負担の対象になりません。
- Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象になりますか。
- A 2 選挙運動期間中の運転のみ、公費負担の対象です。選挙運動期間以外の運転は対象外です。
- Q 3 法人と運転手派遣契約を締結した場合、公費負担の対象になりますか。
- A 3 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象になりません。なお、ハイヤー契約（道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送業務を営業者」と自動車借入、燃料の供給、運転手の雇用を一括で契約）の場合は、法人と契約できます。
- Q 4 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象になりますか。
- A 4 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業としている場合を除いて、公費負担の対象になりません。

(5) 選挙運動用ビラ

- Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラは、どのようなビラですか。
- A 1 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

- Q 2 選挙運動用ビラには、規格など制約はありますか。
- A 2 枚数 町長選挙 5,000 枚以内 町議会議員選挙 1,600 枚以内
種類 2 種類以内
規格 長さ 29.7 c m×幅 21 c m (A 4 判) 両面印刷可能
記載内容 特に制限はありませんが、ビラの表面に配布責任者と印刷者の氏名
および住所を記載しなければなりません。
証紙 配布するすべてのビラには、町選挙管理委員会が交付する証紙を貼らな
ければなりません。

Q 3 選挙運動用ビラの配布は、どのような方法で行うことができますか。

A 3 次の場所において配布することができます。

- ①新聞折込による配布
- ②候補者の選挙事務所内における配布
- ③個人演説会の会場内における配布
- ④街頭演説の場所における配布

Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 4 例えば、双方の作成枚数からデザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外経費用に区別する必要があります。このようなことを避けるため、個々に契約することが勧められます。

(6) 選挙運動用ポスター

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとは、どのようなポスターですか。

A 1 公職選挙法第 143 条第 1 条第 5 号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費の対象です。

Q 2 ポスター作製に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A 2 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合には、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。(金額、作成枚数に上限があります)。例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 3 選挙運動用ポスターと併せて、名刺やその他の印刷物も一括して印刷してもら

った場合、あわせて公費負担の対象となりますか。

A 3 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。名刺など選挙運動用ポスター以外の印刷費用は、公費負担の対象なりません。

Q 4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費は、どのように請求すればよいですか。

A 4 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明ができる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することが勧められます。

(7) 選挙運動用通常葉書

Q 1 選挙運動用通常葉書の作成に要する費用について、公費負担を受けられますか。

A 1 町長選挙と町議会議員選挙においては、公費負担の対象外です。